

消費 税 が 変 わ り ま す

令和元年 10月からの

軽減税率制度は、**すべての事業者の方に関係**があることをご存知ですか？

軽減税率制度の説明会を開催しますので、事業所の所在地等にかかわらず、是非ご参加ください。

説明会開催日時・場所等

開催日	時	説明会名称等	定員	事前登録期限	開催場所、留意事項等
令和元年 9月9日(月)	10:00 ~ 10:45	基本編	各60名	9/2(月)	中京税務署 1階会議室 京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎 事前登録は中京税務署まで 電話でお申込みください。 「基本編」は 軽減税率制度の概要及び留意点 「実務編」は 区分経理や申告書の作成方法等
	11:00 ~ 11:45	実務編			
9月18日(水)	14:00 ~ 14:45	基本編	各60名	9/11(水)	
	15:00 ~ 15:45	実務編			
9月24日(火)	14:00 ~ 14:45	基本編	各60名	9/17(火)	
	15:00 ~ 15:45	実務編			
9月27日(金)	10:00 ~ 10:45	軽減税率制度説明会	60名	9/26(木)	
10月28日(月)	14:30 ~ 15:15	軽減税率制度説明会	60名	事前登録不要	
9月26日(木)	10:00 ~ 10:45	軽減税率制度説明会	30名	9/25(水)	
9月30日(月)	14:00 ~ 14:45	軽減税率制度説明会	30名	9/27(金)	
10月18日(金)	14:50 ~ 15:50	軽減税率制度説明会	300名	事前登録不要	
11月21日(木)	15:10 ~ 16:10	軽減税率制度説明会	300名	事前登録不要	

- ※ 説明会の開催日程については、変更となる場合があります。
- ※ 説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具を御持参ください。
- ※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

説明会やご質問に関しては、中京税務署まで

(問合せ先)
中京税務署 法人課税第1部門 075-842-1609 (直通)
中京納税協会共催



令和元年分確定申告から ~軽減税率制度実施後~

消費税確定申告書を作成するには、売上げや仕入れ等を税率（軽減税率8%・標準税率10%）ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行った帳簿が必要となります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

【区分経理の例】

税率ごとに記帳

総勘定元帳（仕入）				諸々商店	
月	日	摘要	借方	貸方	
10	1	Super Keshi 割り箸	550		
10	1	Super Keshi 牛肉 ※	5,400		

※は軽減税率対象品目

軽減税率対象品目を記号「※」や「☆」等で区別し、明らかにしておく必要があります。

総勘定元帳（売上）				Super Keshi	
月	日	摘要	借方	貸方	
10	1	諸々商店 割り箸		550	
10	1	諸々商店 牛肉 ※		5,400	

※は軽減税率対象品目

請求書	
諸々商店 御中	
令和元年10月1日	
割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
合計	5,950円
(10%対象)	550円
(8%対象)	5,400円

Super Keshi



○ 収支内訳書・青色申告決算書



○ 所得税確定申告書



税率ごとに帳簿から作成！

転記ができなくなります。

○ 課税取引金額計算表

課税取引金額計算表			
課税取引金額 (A-B)	うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F

○ 消費税確定申告書

消費税確定申告書			
課税取引金額 (A-B)	うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F

消費税確定申告書の作成手順の変更

令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するには、帳簿を区分経理し「課税取引金額計算表」を作成する必要があります。

(所得税確定申告書の作成方法は変わりません。)

課税取引金額 (A-B)	H31.9.30以前(※)		H31.10.1以降(※)	
	うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F	
円	円	円	円	円